秋田県土地開発公社 法人名: 設立年月日 昭和48年4月20日

法人の概要															
代表者職氏名	理事長 丿	辺 透			資本金		100	0,000千円	県出資等額及	び比率	100, 00	00千円 (100.0%)	所管部課名	建設部建設政策課
	公有地の打 秋田県出資			律に基づ	がき、公共用	l地、公用	地等の取得	等を行うこ	とにより、公有は	地の拡大の計	·画的推進を図り	、地域の秩序	事ある整 備	請と県民福祉	の増進に寄与することを目的として、全額
事業概要 ・公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分 ・国、地方公共団体等からの委託による土地取得のあっせん															
関連法令、県計画	県計画 公有地の拡大の推進に関する法律														
理事 監事 評議員		Ē	+	職員数正原		出向職員	臨時・嘱託	計							
役員数 (R5. 7. 1現在)	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	(R5. 4. 1現在)	13 (2)		4 1	17(2)	
(110.7.15先生)	2	3		2	2		2	5	※役員と職員を兼	ねている者の人	数は、役員と職員	員の両方に計上	し、職員数	数には括弧(P	内数)で表示。

2 法人の行動計画(令和4~7年度)

県関与のあり方 継続 経営状況 安定 取組の方向性 ・安定的経営の継続・公益的事業の安定実施

○第2期秋田県土地開発公社経営計画(R4~8年度)に基づき、今後も収支均衡を確保し、安定的な経営体制を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。 【目標】当期利益額 R4年度:23,000千円、R5年度:17,000千円、R6年度:23,000千円、R7年度:22,000千円

〇用地取得業務については、県等と十分な情報交換や調整を行いながら業務の受託拡大に取り組んでいく。 〇また、受託業務を円滑に遂行するため、業務実施上の課題等を検証し、業務精度の向上や技術の改善を図る。

取組 【目標】受託事務量の確保…115百万円/年

県用地担当者に対する用地取得委託業務実態調査の総合評価…平均80点

用地取得に係る契約件数…754件/年

令和3年度

2.063.821

2, 027, 131

36, 690

18, 102

123, 742

18, 588

3, 335

21, 924

21, 924

3 財務

①損益計算書 区

販売費及び一般管理費

人件費(事業原価含む)

事業収益

事業原価

事業総利益 (損失)

事業利益 (損失)

事業外収益

事業外費用

経常利益 (損失)

特別利益 特別損失

当期利益

分

(単位:千円) 令和4年度

2, 821, 016

2, 799, 740

21, 276

15, 620

100, 713

5, 656

2. 784

8, 440

8, 440

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	6, 664, 271	5, 179, 711
固定資産	666, 858	715, 102
	7, 331, 129	5, 894, 813
流動負債	8, 973	11, 207
短期借入金		
固定負債	6, 460, 738	5, 013, 748
長期借入金	6, 435, 140	4, 986, 086
負債計	6, 469, 710	5, 024, 955
資本金	100, 000	100, 000
利益剰余金等	761, 419	769, 858
吨資産計	861, 419	869, 858
負債・純資産計	7, 331, 129	5, 894, 813
※端数処理の関係で合計が一致し	ない場合がある。	-

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

/ 工'な性 古 1111ホ/			
項目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	101. 1%	100. 3%	△0.8
流動比率 (流動資産÷流動負債)	74270. 3%	46218. 5%	△28051.7
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	11. 8%	14. 8%	+3.0
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
28, 452	27, 662	97. 2%
V-1 - 1 - 4 - 4 - 10	마하 스 사 누 / - 사-	7 1 7

※中小企業退職金共済に加入している。

	③県の財政的関与の	状況(事業費補助	- 委託を除く)
--	-----------	----------	----------

(3条の財政的関	今の状况(季果	受ける。	と味く)	(単位・十円
	区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等	
	年間支出				
	年度末残高		683, 486	用地先行取得に係る土地開発基金貸付(秋田港アクセス道路事業)	

法人名:

秋田県土地開発公社

I	白	己評価	
•	_		

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和4年度実績】	【令和4年度実績】
〇当期利益額: 8, 440千円	○当期の純利益は8,440千円の黒字となっており、9期連続の黒字とすることができた。
〇受託事務量の確保: 125百万円 〇県用地担当者に対する用地取得委託業務実態調査の総合評価: 平均80.5点	
〇用地取得に係る契約件数: 612件	
【自己評価】	【自己評価】
〇当期利益額、契約件数の実績値は経宮努力以上に国や県等の起業者の事業計画や業務発注量に大き く影響を受けるため、今年度の県からの受託事務量は目標に達したものの、国やその他起業者から見	〇令和4年度は5件の公有地取得事業、58件のあっせん等事業を受託したことから、黒字とすること
へいた業務受注量の落ち込みにより目標を達成することができなかった。	ができた。引き続き女足した柱呂を維持していさだい。
〇一方、当公社の設立目的である、公有地の拡大、公共用地の取得について見た場合、県か一評価	評価
ら受けた依頼に対する土地の取得実績は94.8%の達成率となっているほか、県用地担当者が	M 1944
回答する用地取得委託業務実態調査において総合評価が80点を超えている。これらのことか	
ら、当公社は、公共的役割を十分に果たしていると評価できる。	A

Ⅱ 所管課評価

╨の一件を開発しています。			
1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
〇当期利益額が目標に達しなかったが、これは県からの業務受注量は目標を達成したものの、の起業者からの業務受注量が土地開発公社の見込を下回ったことによるものである。起業者の注量は事業計画や工事の進捗等に大きく影響を受けるものであることから、経営努力により当を達成することは困難であったため、定量評価ではなく定性評価とすることが妥当であると考	業務発 該目標	援を受けずに黒字を達成している。また、平成26年度以降継続しての黒字計上となっており	
〇令和4年度の事業実績は、用地取得率及び起業者評価共に、起業者が求める要望に高い水準で応えており、公社設立の目的である公有地の拡大、公共用地の取得について、公共的な 投割を十分に果たしている。また職員の採用や将来を見据えた配置替え等が行われており、 公社が有する技術やノウハウの継承が図られているなど、今後も引き続き高い水準での業務の遂行が期待される。		〇今後も受託事務の確保に向け、起業者側への働きかけ等の取組を継続して行い、収支均衡 を図り、安定した経営を維持することが望まれる。	評価 A

Ⅲ 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
	〇行動計画に定める目標について未達成ではあるものの、受託事務量を確保し、公共的な役割を果たしている点は評価できる。 〇経営状況については、県からの財政的支援を受けずに、9期連続で黒字を維持している点について評価できる。

【委員からの提言】

〇行動計画に定める当期利益額については、国や県等の発注動向に左右されるものであり、法人の経営努力によるものではないことから、安定的経営の継続や公共的事業の安定実施の観点から、目標の 見直しが求められる。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所曾課の対応方針
〇安定的な公社運営を維持するために、より一層の事業量の確保に努めるとともに、起業者からの高い評価を得られるよう業務精度の向上や技術の改善を図り、公共事業の推進に寄与する。また、行動計画に定める当期利益額については、今後の業務受注量を想定し、見直しを行う。	〇収支均衡の確保、黒字経営の維持に向けた取組を推進するとともに、より一層の安定的な経営体制 の確立及び公共的事業の安定実施の推進に向け、行動計画に定める目標の見直しを行う。

法人名 秋田県土地開発公社

①令和5年度計算書類等

秋田県土地開発公社定款

設 立 年 月 日 昭和48年4月20日 定款変更主務大臣 認 可 年 月 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、処分等を行なうことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、秋田県土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、秋田県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、秋田県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。

(役員の職務及び権限)

- 第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

- 3 理事は、この定款及び規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。
- 4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(以下「法」という。)第16条第8 項の職務を行う。

(役員の任命)

- 第8条 理事及び監事は、秋田県知事が任命する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事のうちから秋田県知事が選任する。

(役員の任期)

- **第9条** 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事と監事とは、相互に兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常勤の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする 団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

- 第13条 公社に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第14条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があった ときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日 時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議事)

- 第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。
- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数 をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

- **第16条** やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、前条第2項の規定の適用については、表決に参加したものを出席したものとみなす。
- 第17条 理事長は、急施を要する事項、又は軽易な事項については、理事に対し、 書面により賛否を求め、理事の過半数の回答をもって理事会の会議に替えること ができる。この場合において、表決及び議決の方法については、当該事項につい て、それぞれこの定款に定めるところによる。
- 2 理事長は、前項の規定により決した事項について、次の理事会において報告しなければならない。

(議事録)

- **第18条** 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議事事項
 - (5) 会議の経過
- 2 議事録には、出席理事のうちから議長及び会議において選任された議事録署名 人2人が署名しなければならない。

(議決事項)

- 第19条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 業務方法書の制定又は変更
 - (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算

書及び事業報告書

- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (6) この定款及び規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (7) その他公社運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決 するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第20条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - へ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な 土地
- (2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる 業務を行う。
 - (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)の実施と併せて 整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくも の及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第21条 公社の業務の執行に関する基本的な事項は、この定款に定めるもののほ

か、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第22条 公社の資産は、基本財産とする。

- 2 公社の基本財産の額は、1億円とする。
- 3 基本財産は、安全、かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第23条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第24条 公社の予算は、毎事業年度開始前に定めなければならない。

(財務諸表及び事業報告書)

第25条 公社は、毎事業年度の終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けてこれを秋田県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

- 第26条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てる。
- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備 金をとりくずして処理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金 として処理する。

(余裕金の運用)

第27条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力条項)

第28条 理事長は予算成立後、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に 不足を生じたときは、秋田県知事の承認を得て、当該業務量の増加により増加す る収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雜則

(解散)

- 第29条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。
- 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、 当該残余財産は、秋田県に帰属させる。

(規程への委任)

第30条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任用)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、秋田県知事が定める ところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、公社成立の日から昭和 49年3月31日までとする。

附則

この定款は、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

出資者·出捐者名簿

出資者 秋田県

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田県土地開発公社

時 点 : 令和5年7月1日

番号	役職名称		氏名	職名
1	理事長	川辺	透	建設部建設技監
2	専務理事	高橋	能成	
3	理事	石川	修	建設部次長
4	理事	京谷	仁美	建設部次長
5	理事	相馬	均	
6	監事	高井	宏司	
7	監事	佐藤	寧	建設部建設政策 課長
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

議案第4号

令和5年度秋田県土地開発公社事業計画について

令和5年度秋田県土地開発公社の事業計画を次のとおり定める。

令和5年3月28日提出

秋田県土地開発公社理事長 佐々木 寿一

1 土地取得事業

事 業 名	業 務 内 容	事業費
公有地取得事業	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅用地取得事業	300,000
公 付地以付事未	計1箇所	300,000

2 あっせん等事業

事 業 名	業務内容	受託費	用地·補償費
	秋田県	千円	千円
	交通安全対策事業(通学路緊急対策)国道282号 (苦竹)用地取得事業外60事業の用地取得及び	87,134	1,393,110
	損失補償業務		
	東日本高速道路株式会社	千円	千円
	秋田自動車道(湯田IC〜横手IC間)付加車線事業 の用地取得及び損失補償業務	3,399	12,000
あっせん等事業			
	秋田市	千円	千円
	都市計画道路川尻広面線(横町A工区)事業 の用地取得及び損失補償業務	20,656	613,000
	計63箇所	111,189	2,018,110

3 土地処分計画

区分	業 務 内 容	処分予定面積	処分予定額
	国土交通省	m²	千円
	一般国道13号河辺拡幅事業用地	340	40,276
	(令和元年度事業)		·
	国土交通省		
	鳥海ダム用地	63,260	296,199
	(令和元年度事業)		·
	国土交通省		
	一般国道13号河辺拡幅事業用地	1,184	100,000
	(令和2年度事業)		·
	国土交通省		
	鳥海ダム用地	247,843	900,000
	(令和2年度事業)		
	国土交通省		
	一般国道7号遊佐象潟道路用地	53,545	100,000
代行用地	(令和3年度事業)		
17117日2世	国土交通省		
	一般国道13号河辺拡幅事業用地	1,353	220,000
	(令和3年度事業)		
	国土交通省		
	鳥海ダム用地	263,047	600,000
	(令和3年度事業)		
	秋田県		
	秋田天王線秋田港アクセス道路事業用地	3,742	270,000
	(令和4年度事業)		
	国土交通省		
	一般国道7号遊佐象潟道路用地	3,837	5,387
	(令和4年度事業)		
		200.15	
	計9箇所	638,151	2,531,862

議案第5号

令和5年度秋田県土地開発公社予算について

令和5年度秋田県土地開発公社予算を次のとおり定める。

令和5年3月28日提出

秋田県土地開発公社理事長 佐々木 寿一

令和5年度秋田県土地開発公社予算

第1条 令和5年度秋田県土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

収 入

第1款	事	業	収	益		2,643,051 千円
第1項		公有	地取得	事業	収益	2,531,862 千円
第2項		あっ	せん等	事業	収益	111,189 千円
第2款	事	業	外 収	益		3,229 千円
第1項		受	取	利	息	20 千円
第2項		雑	巾	ζ	益	3,209 千円
		収	入	合	計	2,646,280 千円

支 出

第1款	事 業 原 価	2,622,965 千円
第1項	公有地取得事業原価	2,531,862 千円
第2項	あっせん等事業原価	91,103 千円
第2款	販売費及び一般管理費	22,839 千円
第1項	販売費及び一般管理費	22,839 千円
	支 出 合 計	2,645,804 千円
	(収益的収入支出差引額	476 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,537,400千円は、内部留保資金で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資	本	的収	入			305,500 千円
第1項		公社	債及び	長期借	入金		305,500 千円
		収	入	合	計		305,500 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,842,900 千円
第1項	公有地取得事業費	306,500 千円
第2項	公社債償還金及び 長期借入金償還金	2,536,400 千円
	支 出 合 計	2,842,900 千円

(公社債の発行及び長期借入金)

第4条 公社債の発行及び長期借入金の限度額は305,500千円と定める。

法人名 秋田県土地開発公社

②令和4年度計算書類等

(5) 財 産 目 録

(令和5年3月31日)

(単位:円)

科目	金額	摘 要
(資産の部)		
1 流動資産	5, 179, 710, 895	
(1) 現金及び預金	96, 100, 995	
(2) 未収金	97, 523, 580	
(3) 代行用地	4, 653, 493, 839	
(4) 前渡金	332, 592, 481	
2 固定資産	715, 102, 586	
(1) 有形固定資産	4, 880, 344	
(2) 投資その他の資産	710, 222, 242	
資 産 合 計	5, 894, 813, 481	
(負債の部)		
1 流動負債	11, 207, 113	
(1) 未払金	5, 649, 429	
(2) 預り金	1, 167, 806	
(3) 引当金(賞与引当金)	4, 389, 878	
2 固定負債	5, 013, 747, 857	
(1) 長期借入金	4, 986, 086, 320	
(2) 引当金(退職給付引当金)	27, 661, 537	
負 債 合 計	5, 024, 954, 970	
差引純財産	869, 858, 511	基本財産100,000,000円、準備金769,858,511円

1 令和4年度事業報告書

(1) 概 況

本年度の概況は次のとおりである。

収入は公有地取得事業収益が27億2,349万2,179円、あっせん等事業収益が9,752万3,580円、事業外収益が278万3,601円で、総収益が28億2,379万9,360円となった。

これに対し、支出は公有地取得事業原価27億2,349万2,179円、あっせん等事業原価7,624万7,463円、販売費及び一般管理費が1,562万8円で、総支出が28億1,535万9,650円となった。

以上の結果、差し引き843万9、710円の当期利益となった。

(2) 公有地取得事業

①取得実績

秋田県及び国土交通省からの公有地取得事業であり、取得件数5件、面積11万357.81平方メートル、 金額は13億4,006万6,099円(用地費、補償費)である。

②処分実績

国土交通省から依頼され、過年度に取得した土地を処分したものであり、処分件数11件、面積 54万1,517.68平方メートル、金額は27億2,349万2,179円(用地費、補償費、諸経費、支払利息) となっている。

事業名	① 取 得	事実績	② 処 分	依頼先	摘 要	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取得面積(m²)	取得金額(円)	処分面積(m²)	処分金額(円)	似积几	1向 女
代行用地						
(1) 一般国道7号 二ツ井今泉道路用地	-	-	4,767.20	347,766,841	国	H30用地 国債
(2) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	-	-	271.63	34,133,362	"	H30用地 国債
(3) 一般国道13号 横堀道路用地	_	-	16,259.07	58,145,544	"	H30用地 国債
(4) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	493.54	13,446,432	"	H30用地 国債
(5) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	340.31	50,000,000	"	R1用地 国債
(6) 鳥海ダム用地	-	-	71,544.98	300,000,000	"	R1用地 国債
(7) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	721.61	100,000,000	"	R2用地 国債
(8) 鳥海ダム用地	-	-	228,994.09	900,000,000	"	R2用地 国債
(9) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	4,057.84	552,756,890	1,969.17	220,000,000	"	R3用地 国債
(10) 鳥海ダム用地	70,200.74	360,233,556	188,717.96	600,000,000	"	R3用地 国債
(11) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	27,867.43	100,804,232	27,438.12	100,000,000	IJ	R3用地 国債

事業名	①取得実績		② 処 分	依頼先	摘要	
学 未 4	取得面積(m²)	取得金額(円)	処分面積(m²)	処分金額(円)	体积几	1向 女
(12) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	3,836.92	5,178,340	-	-	玉	R4用地 国債
(13) 秋田天王線 秋田港アクセス道路事業	4,394.88	321,093,081	-	-	県	R4用地 国債
合 計	110,357.81	1,340,066,099	541,517.68	2,723,492,179		

(3) あっせん等事業

県から57件、秋田市から1件、計58件を受託し、受託額は9,752万3,580円であり、内訳は次のとおりである。

(単位:円)

	事 業 名	事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘 要
(1)	地方道路交付金事業(交通安全)国道282号(苦竹)用地取得事業	69, 879, 960	2, 669, 920	県	用地取得及 び損失補償 業務
(2)	地方道路交付金事業(交通安全)国道282号(西町)用地取得事業	0	1, 039, 610	"	11
(3)	県単道路改築事業国道282号 (一ノ瀬) 用地取得事業	3, 863, 114	1, 131, 570	"	"
(4)	県単道路改築事業国道341号用地取得事業	3, 151, 263	1, 114, 630	"	"
(5)	総合流域防災事業福士川用地取得事業	181, 351, 241	4, 581, 280	JJ	"
(6)	地方道路交付金事業(改築)国道105号(阿仁幸屋渡)用地取得事業	3, 505, 346	1, 122, 990	"	"
(7)	地方道路等整備事業 (建設) 大館十和田湖線 (雪沢) 用地取得事業	1, 542, 637	1, 076, 240	"	"
(8)	県単道路改築事業十二所花輪大湯線(窄合)用地取得事業	9, 818, 080	1, 273, 360	"	"
(9)	県単道路改築事業揚の下岩脇線(吉ヶ沢)用地取得事業	21, 548, 831	1, 552, 650	"	"
(10)	大規模特定河川事業下内川(沼館)用地取得事業	2, 581, 306	1, 100, 990	"	"
(11)	広域河川改修事業長木川用地取得事業	22, 036, 533	1, 564, 200	"	"
(12)	県単河川改良事業小阿仁川 (三木田) 用地取得事業	0	1, 039, 610	"	"
(13)	県単河川改良事業小阿仁川(鎌沢)用地取得事業	0	1, 039, 610	"	"
(14)	県単河川改良事業小阿仁川(大林)用地取得事業	0	1, 039, 610	"	"
(15)	通常砂防事業館ノ下沢用地取得事業	0	1, 039, 610	"	"
(16)	県単河川改良事業竹生川用地取得事業	824, 775	1, 059, 190	"	11
(17)	河川改修事業三種川用地取得事業	39, 180	1, 040, 490	"	"
(18)	通常砂防事業茶の沢川用地取得事業	344, 317	1, 047, 750	"	11
(19)	通常砂防事業牛沢用地取得事業	15, 797, 821	1, 415, 700	"	"
(20)	地方道路改築補助事業(主)秋田天王線(秋田港アクセス)用地取得事業	11, 650, 633	1, 316, 810	"	"

	事業名	事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘 要
(21)	地方道路交付金事業国道341号(新波)用地取得事業	163, 379, 461	4, 306, 280	県	用地取得及 び損失補償 業務
(22)	地方道路交付金事業国道285号(富津内)用地取得事業	41, 278, 346	2, 022, 350	"	11
(23)	地方道路等整備事業(主)秋田八郎潟線(山内増沢)用地取得事業	158, 227, 585	4, 708, 990	"	"
(24)	地方道路等整備事業(一)川添下浜停車場線(下浜羽川)用地取得事業	23, 922, 366	1, 609, 080	II.	"
(25)	地方道路等整備事業(一)河辺阿仁線(曽場)用地取得事業	17, 076, 251	1, 446, 170	"	"
(26)	広域河川改修事業新波川用地取得事業	37, 386, 182	1, 929, 730	"	11
(27)	流域治水対策河川事業新城川用地取得事業	333, 136, 225	7, 559, 200	"	11
(28)	県単河川改良事業(緊自災)馬場目川用地取得事業	20, 978, 003	1, 539, 010	II.	"
(29)	県単河川改良事業(緊自災)場踏川用地取得事業	3, 340, 071	1, 119, 030	II.	"
(30)	県単河川改良事業(緊自災)富津内川用地取得事業	946, 397	1, 062, 050	II.	"
(31)	地方街路交付金事業新屋土崎線(旭南)用地取得事業	22, 828, 862	1, 583, 120	II.	"
(32)	地方道路交付金事業明田外旭川線(手形山崎町)用地取得事業	0	1, 039, 610	"	II.
(33)	地方道路交付金事業国道107号(本荘道路)用地取得事業	56, 797, 344	2, 380, 400	II.	IJ
(34)	地方道路等整備事業鳥海矢島線(中直根)用地取得事業	16, 650, 006	1, 435, 940	II.	"
(35)	県単道路改築事業国道108号(玉ノ池)用地取得事業	4, 446, 859	1, 145, 430	"	"
(36)	大規模特定河川事業芋川(加賀沢)用地取得事業	0	1, 039, 610	II.	"
(37)	県単河川改良事業石沢川(老方)用地取得事業	14, 779, 115	1, 391, 390	"	"
(38)	通常砂防事業沢田沢1,2用地取得事業	7, 359, 113	1, 214, 730	"	"
(39)	通常砂防事業滝ノ沢2外3渓流(牛寺沢1)用地取得事業	0	1, 039, 610	II.	"
(40)	火山砂防事業東鮎川沢 3 用地取得事業	0	1, 039, 610	"	"
(41)	地方道路交付金事業(交通安全)(主)角館六郷線(下桜田)用地取得事業	45, 468, 225	2, 122, 120	"	"
(42)	地方道路交付金事業(交通安全)(主)角館六郷線(千屋第二)用地取得事業	3, 199, 948	1, 115, 730	"	"
(43)	地方道路交付金事業(橋梁補修)(国)105号(桁沢橋)用地取得事業	0	1, 039, 610	II.	"
(44)	地方道路交付金事業(改築)(国) 1 0 5 号(堀内)用地取得事業	30, 821, 230	1, 773, 420	"	"
(45)	県単道路改築事業 (一) 水沢西仙北線 (大楽) 用地取得事業	29, 710, 447	1, 746, 910	"	"
(46)	総合流域防災事業土買川用地取得事業	12, 095, 125	1, 327, 480	"	"
(47)	流域治水対策河川事業桧木内川用地取得事業	5, 559, 152	1, 171, 940	"	"
(48)	県単河川改良事業 (自然防止債) 刺市川用地取得事業	1, 068, 107	1, 065, 020	"	"

	事業名	事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘 要
(49)	県単河川改良事業(自然防止債)入見内川用地取得事業	0	1, 039, 610	県	用地取得及 び損失補償 業務
(50)	地方道路交付金事業(交通安全)植田平鹿線(下鍋倉)用地取得事業	56, 130, 906	2, 366, 210	II.	IJ
(51)	地方道路改築補助事業横手大森大内線(三本柳)用地取得事業	0	1, 039, 610	II.	IJ.
(52)	県単道路改築事業植田平鹿線(上都)用地取得事業	0	1, 039, 610	II.	IJ
(53)	地方街路交付金事業八幡根岸線(根岸町)用地取得事業	130, 176, 086	3, 798, 190	II.	IJ.
(54)	地方道路交付金事業(交通安全)大曲大森羽後線(安良町)用地取得事業	11, 151, 519	1, 305, 040	"	11
(55)	地方道路等整備事業(建設)国道398号(稲庭BP)用地取得事業	6, 599, 303	1, 196, 690	"	IJ
(56)	県単道路改築事業羽後向田館合線(田代) 用地取得事業	0	1, 039, 610	"	11
(57)	県単道路改築事業国道398号(上到米)用地取得事業	37, 846, 667	1, 940, 620	"	IJ
(58)	古川雨水排水ポンプ場整備工事事業用地取得事業	47, 936, 738	2, 519, 000	秋田市	IJ
	合 計 (58件)	1, 688, 230, 676	97, 523, 580		

(4) 理事会開催状況

会 議 名	承認年月日	議案番号	件名
令和4年第3回 秋田県土地開発公社理事会	4. 5. 30	議案第12号	令和3年度秋田県土地開発公社決算の承認について
n	"	報告第1号	令和3年度秋田県土地開発公社予算繰越について
令和4年第4回 秋田県土地開発公社理事会	4. 10. 26	議案第13号	秋田県土地開発公社文書取扱規程の一部改正について
II.	11	議案第14号	秋田県土地開発公社服務規程の一部改正について
n.	11	報告第2号	令和4年度上半期の事業実施状況報告について
令和5年第1回 秋田県土地開発公社理事会	5. 3. 28	議案第1号	令和4年度秋田県土地開発公社事業計画の変更について
и	11	議案第2号	令和4年度秋田県土地開発公社補正予算について
n.	11	議案第3号	令和4年度秋田県土地開発公社資金計画の変更について
n.	11	議案第4号	令和5年度秋田県土地開発公社事業計画について
II.	11	議案第5号	令和5年度秋田県土地開発公社予算について
11	"	議案第6号	令和5年度秋田県土地開発公社資金計画について

(3) 貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:円)

資	産	\mathcal{O}	部

1 流動資産			
(1) 現金及び預金		96,100,995	
(2) 未収金		97,523,580	
(3) 代行用地		4,653,493,839	
(4) 前渡金		332,592,481	
流動資産合計			5,179,710,895
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 車両その他の運搬具	10,524,200		
減価償却累計額	5,804,682	4,719,518	
イ 工具・器具及び備品	1,954,560		
減価償却累計額	1,793,734	160,826	
有形固定資産合計		4,880,344	
(2) 投資その他の資産			
アが前払費用	171,142		
イ 長期性預金	710,000,000		
ウ 長期預託金	51,100		
投資その他の資産合計		710,222,242	
固定資産合計			715,102,586
資 産 合 計			5,894,813,481

負	債	\mathcal{O}	部
ス	154	V /	ㅂㅂ

	只 点	4년		
1 流動負債				
(1) 未払金			5,649,429	
(2) 預り金			1,167,806	
(3) 引当金				
ア 賞与引当金		4,389,878		
引当金計			4,389,878	
流動負債合計				11,207,113
May VIX H H				11,=01,110
2 固定負債				
(1) 長期借入金			4,986,086,320	
(2) 引当金				
ア退職給付引当金		27,661,537		
引当金計		,,	27,661,537	
固定負債合計				5,013,747,857
四尺只换山川				0,010,111,001
負 債 合 計				5,024,954,970
	資 本	の部		
1 資 本 金				
(1) 基本財産			100,000,000	
資本金合計				100,000,000
N I E I H				
2 準 備 金				
(1) 前期繰越準備金			761,418,801	
(2) 当期利益			8,439,710	
準備金合計				769,858,511
資 本 合 計				869,858,511
負債・資本合計				5,894,813,481

(4) 損 益 計 算 書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

			(単位:円)
1 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	2,723,492,179		
(2) あっせん等事業収益	97,523,580	2,821,015,759	
2 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価	2,723,492,179		
(2) あっせん等事業原価	76,247,463	2,799,739,642	
事業総利益			21,276,117
3 販売費及び一般管理費			
(1) 販売費及び一般管理費		15,620,008	
事業利益			5,656,109
4 事業外収益			
(1) 受取利息	15,240		
(2) 雑収益	2,768,361	2,783,601	
経常利益			8,439,710
当期純利益			8,439,710
当期利益			8,439,710